

土木系建設コンサルタント業務 特記仕様書

業務名：西神中央駅前広場(西側)概略設計業務

必須事項 (項目)	内容
1. 契約の 方法種類	契約は、総価契約による「委託契約」とする。 履行方法は、一括履行による。
2. 総則	(1) 本特記仕様書は、「西神中央駅前広場(西側)概略設計業務」(以下「本業務」という)に適用する。 (2) 本特記仕様書に定めのない事項は「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」に定めるものとする。本特記仕様書、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」に明記されていない事項については、本市担当者と協議して決める。 (3) 本市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点を持って、返却すること。ただし、本市から許可を得た場合はこれに該当しない。 (4) 受注者は、作業に際し生じる関係諸官庁、土地所有者及び居住者等と協調を保ち本市監督員の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。 (5) 受注者は、作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、本市はその責任を負わないものとし、受注者において処理すること。 (6) 作業が完了すれば、直ちに完成届と成果品を提出して本市の検査を受けること。
3. 業務概要	神戸市では、まちの質・暮らしの質を一層高めることで、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、令和元年度から「リノベーション・神戸～人にやさしく明るい神戸へ～」をスタートし、その一環として西神中央駅では「西神中央活性化プラン～進化する上質なまち～」を掲げ、駅前空間のクオリティアップを謳っている。西神中央駅周辺は、医療・商業施設や文化施設が集積する成熟したニュータウンであり、現在、西区庁舎の移転をはじめ、文化・芸術ホールや新図書館の新設など様々なプロジェクトが動きだしているエリアである。また、神戸市営地下鉄山手線の西端駅でもあり、路線バスとの重要な交通結節点でもある。本業務は、西神中央駅前広場が当該地域の「顔」として、駅利用者や来訪者から親しまれる空間となることを目指した整備計画を提案するとともに、整備に向けた概略設計を行うことを目的とする。
4. 契約期間	契約締結日翌日から令和3年3月31日までとする。
5. 履行場所	神戸市西区糀台5丁目

6. 技術者	<p>(1) 管理技術者 管理技術者は、共通仕様書第9条第3項に定めるもの又は一級建築士資格を持つものとする。</p> <p>(2) 照査技術者 照査技術者は、共通仕様書第10条第2に定めるもの又は一級建築士資格を持つものとする。</p> <p>(3) 担当技術者 担当技術者は、共通仕様書第11条の定めを満たすものとする。</p>
7. 関係仕様書及び準拠すべき図書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書 ・ 神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書 ・ 標準構造図集（土木一般工事） ・ 神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例 ・ 道路土工構造物技術基準 ・ 道路土工指針 ・ コンクリート標準示方書（設計編）（施工編） ・ 防護柵設置基準・同解説 ・ 舗装設計施工指針 ・ 道路構造令の解説と運用 ・ 神戸市道路設計指針（案） ・ 神戸市バリアフリー道路整備マニュアル ・ 神戸市歩道整備指針 ・ ストリートデザインガイドライン - 居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書 - （令和2年3月 国土交通省 都市局 道路局） ・ 道路照明施設設置基準、同解説 ・ 照明施設設置基準（神戸市建設局道路部工務課） ・ LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案） ・ 神戸市公園施設標準図集 ・ 神戸市公園施設設計設置基準 <p>上記の関連図書については、最新のものを参照すること。契約期間内に関連図書が改定された場合には、本市担当者と協議のうえで判断するものとする。なお、参考図書については、設計報告書に明記し、抜粋添付すること。</p>
8. 業務内容	<p>西神中央駅前広場の再整備に向けた概略設計を実施する。</p> <p>1. 設計条件</p> <p>(1) 整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では本業務とは別に歩行者空間の拡幅を目的とした駅前空間の再編の実現可能性を検討している。本業務ではこの検討により創出された歩行者空間及び駅前広場全体を、魅力あるデザインによって、駅を利用する人にとってまちの「顔」となるような駅前空間を整備するものとする。 ・ 交通の乗り換えや、駅と文化ホール等の公共施設間相互のスムーズな歩行者動線を確保し、バリアフリーに配慮するとともに、駅前空間として必要な交通機能を満たした広場を整備する。

・いわゆるイベント広場としての機能は駅東側のプレンティ広場が有していることから、本駅前広場は交通結節点としての機能をより便利に、より豊かにするとともに、文化・芸術ホール、新図書館への玄関口としての設えを併せ持つ空間となるよう再編し、空間の価値を高める。

(2) 設計条件

- ・道路構造物、付属物として、ボラード、照明灯(広場用デザイン灯)、植栽(樹種・配置)、舗装材料、ベンチ等の休憩施設等についても検討対象とするが、バスシェルターの取扱いについては、本市との協議により決定するものとする。その他既存物件の取扱いについては、実施要領7(3)を参照すること。なお、大規模な構造物など過度に整備費用又は維持管理費用を要するものは不可とする。
- ・主に夏季の異常高温対策として、快適な空間の創出のための対策や設計上の工夫が講じられることが望ましい。
- ・東側のプレンティ広場においても、別業務にて再整備が予定されているほか、センターブリッジ(階段など付随する構造物を含む)にて照明改修を予定していることから、業務担当者間での協議・整備案の調整を行う場合がある。
- ・駅コンコースから駅前広場の各種交通機能へのアクセス性を考慮した整備とすること。
- ・その他詳細は「西神中央駅前広場概略設計業務委託 実施要領」に定める設計条件を満たすこと。

2. 設計業務内容

(1) 空間デザイン検討

利用する側の視点に立ち、駅前広場がまちの顔としてふさわしい空間となるよう整備検討を行う。検討に当たっては、「利用者目線」「居心地の良さ」「利便性」「整備コスト」「維持管理のしやすさ」等に留意すること。

(2) 概略設計

上記の業務により決定した内容を受け、概略設計を行い、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、概略数量計算書を作成することとする。

(3) パースの作成

検討案の完成予想パースを計4枚作成する。パースのアングル、縮尺等については協議のうえ決定する。

(4) 地域意見収集

ヒアリングやアンケート等、地域意見を収集し計画に反映させること

(5) 関係者協議資料の作成

関係機関との協議資料作成を行うこと(警察、神戸市交通局、タクシー協会等)

(6) 概算工事費算出

上記の設計結果を基に、概算工事費を算出する。

なお、神戸市の積算基準資料(土木工事標準積算基準書、神戸市公共建築工事積算基準等)に基づき、算出すること。なお、本業務及び本市が別途検討する駅前空間の再編による整備費用(諸経費・消費税込み、その他事前調査、申請等に必要の関係費用を含む)の上限額の目安は150,000千円(ただし、バスシェルターの整備に係る費用を除く)とする。

	<p>(7) 設計協議 協議は、初回、中間3回、納品の計5回とする。</p> <p>(8) 報告書作成 本業務の検討結果等を取りまとめた報告書を作成する。</p>
9. 成果品	<p>・報告書：平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、概略数量計算書、地域意見収集記録、協議記録、パース</p> <p>※提出形式は、紙ベース1部、電子データ（CD-R:PDF, DWG）2部とする。</p> <p>・提出場所：神戸市建設局駅前魅力創造課</p>
10. かし担保期間	完成検査合格の当日より12箇月
11. 貸与品	<p>業務に必要な本市所有の関係資料は、契約後、必要に応じて貸与する。</p> <p>現況平面図（縮尺：1/250）・横断面図（縮尺：1/250）</p> <p>CADデータ（DWGファイル形式）、PDFデータ</p>
12. その他	<p>(1)環境への配慮（環境マネジメントシステム）</p> <p>神戸市では、調達すべき環境物品等や環境配慮型契約の種類や調達目標を「神戸市グリーン調達等方針」として定めています。</p> <p>本業務においても「神戸市グリーン調達等方針」を反映することとしておりますので、趣旨を理解の上ご協力をお願いします。</p> <p>業務着手前に神戸市環境局ホームページ「グリーン調達の推進」において確認してください。</p> <p>URL http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/green/</p> <p>(2)諸経費</p> <p>報告書印刷製本費・電子成果品作成費は諸経費に含むものとする。</p> <p>(3)成績評定</p> <p>成績評定点の如何にかかわらず、成績評定を通知します。また、成績評定が60点未満のとき履行状況が不良なときとみなして指名停止措置をとります。</p> <p>(4)ウィークリースタンスの推進</p> <p>本業務はウィークリースタンスの推進の対象業務とし、受発注者間で以下の通り目標を定め取り組むものとする。</p> <p>受発注者は、ウィークリースタンス推進チェックシートを作成し初回打合せにおいて受発注者間で取り組み内容を定めるものとする。</p> <p>「ウィークリースタンス」とは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としているものである。</p> <p>なお、チェックシートは下記のURLを参照。</p> <p>URL:http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/work/sekkei.html</p>